

平成 23 年 11 月 14 日

名城大学教授・弁護士
郷原 信 郎 様

九州電力株式会社
代表取締役社長
眞 部 利 應

公開質問状への回答

当職としては、第三者委員会報告書の内容については、基本的に受け入れて当社の最終報告書を取りまとめましたが、特に次の点について疑問を持っています。

すなわち、知事及び当日面談した当社の 3 名全員が否定しているにもかかわらず、調査チームの調査報告書では「同知事が懇談の場で面談メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行ったことは否定し難い」と結論付け、更に、第三者委員会報告書においては「同知事の発言が同メモの記載と同様であることは疑う余地がない」と断定されています。このように、知事から当社に対して賛成投稿の要請があったかのごとく論理立てが行われていると見受けられます。

当職としましては、一県の知事という要職にある方の名誉に関わる重大な問題であることから、慎重に取り扱うことが必要であることを考慮して、判明している事実のみに基づき、当社の報告書を取りまとめました。

なお、私は個人としてではなく、九州電力株式会社の社長として行動・発言してきております。以降、個人としてのご質問にはお答えしかねます。

また、法律家の見解を聞きましたが、「本件事案において、名誉毀損が成立する余地はない」との回答を得ております。

以 上

*本文書は阿部道明様、古谷由紀子様にもお送りしています。